



No 288

平成25年4月5日

主な内容

- 事業計画と予算 ..... ②
- 平成25年度予算内訳／社協会員の募集 ..... ④  
／ボランティア活動保険加入のお知らせ
- 地域発信! 継続への取り組み／ちよっと一息 ..... ⑤
- 生活福祉資金貸付制度のご案内 ..... ⑥
- 5月の相談日／音訳版「社協だより」 ..... ⑦  
／東日本大震災義援金／参加者募集
- 香典返しご寄付芳名録 ..... ⑧  
／受講生募集／ケアマネジャー

# 第三次境港市地域福祉活動計画策定



榎野委員長(左)より答申

境港市社会福祉協議会では、平成二十年度から平成二十四年度まで第二次境港市地域福祉活動計画を策定し、「助け合い 支え合い みんなが笑顔で暮らすまち」を基本目標に、地域福祉の推進を図ってまいりました。

このたび活動計画策定委員会で平成二十五年度から平成二十九年度までの期間として「第三次境港市地域福祉活動計画」を策定しました。本計画は、境港市社会福祉協議会が地域住民や地区社会福祉協議会、民生児童委員、ボランティア等を行う方々や地域にある社会福祉事業者の意見をうかがいながら策定する、地域福祉の推進を目的とする民間の活動・行動計画です。

境港市の地域福祉に関する計画である「境港市地域福祉計画」と連携する計画として、また、境港市が策定している「境港市まちづくり総合プラン」や他の関連計画（高齢者福祉計画・介護保険事業計画、「障害福祉計画」、「次世代育成支援行動計画」）との連携と整合性の確保にも留意しながら策定しました。そして三月十二日に榎野策定委員会委員長より答申をいただきました。

今後も住民の皆さま・地区社会福祉協議会・民生児童委員・自治会などの方々と力をあわせて、地域福祉活動の推進に取り組んでまいります。

※答申の内容につきましては、次月号へ掲載させていただきます。



携帯電話からはこちらのQRコードでご覧になれます。

境港市社会福祉協議会ホームページぜひご覧下さい!!

境港市社協

検索

<http://sakaiminato-shakyo.jp>

平成二十五年  
度

境港市社会福祉協議会の

# 事業計画と予算

境港市社会福祉協議会は「第三次境港市地域福祉活動計画」に基づき次のような事業を行います。

## 主な実施事業

(1) だれもが安心できる福祉サービスの推進

①ふれあい総合相談センター事業  
市民の各種相談に応じると共に、必要に応じて専門機関を紹介、又は福祉サービスを紹介する。弁護士や司法書士による専門相談、民生委員による一般相談などの相談員を配置し、市民相談に応じる

②地域福祉権利擁護事業  
③生活支援活動事業(資金貸付事業)  
低所得世帯、障がい者又は高齢者に対して資金の貸付と必要な援助指導を行うことにより、経済的自立及び生活意欲の助長並びに在宅福祉及び社会参加の促進を図り、安定した生活を送れるようにする

④福祉用具貸与事業(介護保険外)  
⑤安否確認ヘルパー派遣事業

(2) 安心して暮らせる地域づくりの推進

①小地域福祉活動の実施  
・高齢者ふれあいの家事業、高齢者食事サービス事業  
・認知症予防サークル活動の支援  
・職員の地区担当制の実施  
②地域での見守り・支え合い活動の実施



## 基本方針

すべての人が住み慣れた地域で、安心して暮らしていけるまちづくりを進めるためには、住民が互いに助け合い、支え合うことが必要です。

私たちの住む境港市では人口の減少とともに少子高齢化が進んでおり、要支援者や要介護者・認知症高齢者も増加傾向にあり、一人暮らし高齢者の見守りの問題、また、地震や津波などの災害時の対策など、行政だけでは対応できない生活・福祉課題への対応が求められています。

また、長引く不況により経済情勢はいまだに低迷状況にあり、生活困窮世帯や社会的援護を必要とする世帯が増え続け、それに伴う支援の対応も急務となっています。

境港市社会福祉協議会では、このような情勢を踏まえ、住民参加を主体とした地域福祉活動を推進する団体として、「助け合い支え合い みんなが笑顔で暮らすまち」を基本理念として、本年3月に、今後の地域福祉活動の指針となる「第3次境港市地域福祉活動計画」を策定しました。

本年度から、この計画に基づき地区社会福祉協議会・自治会・民生児童委員協議会をはじめ、関係機関・団体とともに、地域福祉活動の推進に積極的に取り組んでまいります。

## 重点目標

### 1. だれもが安心できる福祉サービスの推進

地域で支援を必要とする住民が、適切な福祉サービスを安心して利用できる相談・支援活動を推進します。

### 2. 安心して暮らせる地域づくりの推進

住み慣れた地域の中でだれもが安全・安心に暮らせるように、地域で最も身近な近隣住民と一緒にやって行く、見守り・支え合い活動の推進を図ります。

また、地域での生活課題や要望を把握するために、社協職員の地区担当制を設け情報の収集に努めます。

### 3. ボランティア活動の推進

住民の福祉に対する理解と関心を深めるために、ボランティア講座・研修会を開催し、地域福祉の担い手になってもらうべき人材の育成を行います。

- ・ 地域包括支援センターとの連携
- ・ ふれあいいきいきサロンの設立
- ・ ふれあいいきいきサロンを始め、ための調査研究を行うとともに、実施に向けた検討を行う
- ・ 安心箱の設置
- ・ 七十五歳以上の一人暮らしの高齢者や八十歳以上の高齢者だけの世帯に、緊急時の備えとして身の回り品を入れておく「安心箱」を配布する
- ・ 災害罹災者の援護
- ・ 火災等災害により罹災された世帯に見舞金を贈る
- ③ 高齢者・障がい者関係団体の活動



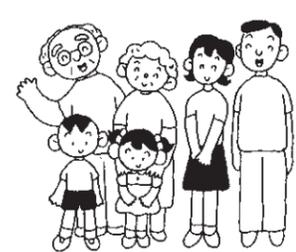
敬老会の開催

- ・ 福祉文化祭の開催
- ・ 市民参加を基に、障がい者等との交流と親睦を深めるために模擬店、ゲーム、コンサートなど、ふれあいの場を提供する
- ・ 敬老会の開催
- ・ 多年にわたり社会貢献されてきた高齢者を敬い長寿を祝うため、敬老会を地区社協と共に開催する
- ④ 地域の子育て活動・事業への支援
- ・ 夢みなとこどもまつりの開催
- ・ 子どもの健全育成を目指して関係団体が集まり催し物を実施する
- ・ 就学前児童施設図書設置
- ・ 幼児の健全育成に資するため、保育所(園)・幼稚園・託児所に児童図書を設置する
- ・ ファミリー・サポート・センター利用促進
- ⑤ 地区社協との連携
- ⑥ 福祉意識の醸成・啓発
- ・ 社協だよりの発行
- ・ 広く市民に対して、広報紙を発行し情報の公開をする
- ・ 学校での福祉教育(学習)の推進
- ・ 高齢者疑似体験事業の実施
- ・ 将来の福祉社会を担う児童や生徒を対象に、思いやりの気持ちや助け合いの精神の醸成を図るため、



夢みなとこどもまつりの開催

- ・ 視覚障がい者への広報を行うことにより、生活支援を図る
- ・ 市民社会福祉大会の開催
- ・ 福祉大会を開催し、福祉功労者の顕彰と記念講演を実施
- ・ 福祉バスの運行
- ・ 会員の健康増進、教養の向上、社会参加及びレクリエーション等への便宜を提供し、もって福祉の増進に資する
- ⑦ 住民からの意見の収集
- ・ 体験型福祉教育の実践を推進する
- ・ 情報提供・啓発(広報)の推進
- ・ 視覚障がい者への音訳広報の作成
- ・ 視覚障がい者への広報を行うことにより、生活支援を図る
- ・ 市民社会福祉大会の開催
- ・ 福祉大会を開催し、福祉功労者の顕彰と記念講演を実施
- ・ 福祉バスの運行
- ・ 会員の健康増進、教養の向上、社会参加及びレクリエーション等への便宜を提供し、もって福祉の増進に資する
- ⑦ 住民からの意見の収集



## (4) 介護保険事業の実施

③ 災害時のボランティア活動の推進  
・ 災害ボランティアセンターの設置についての協議

② 市民総合ボランティアセンターとの連携

・ とつとりボランティアバンク登録の支援  
・ ひとり暮らし高齢者支援センターの設置

(3) ボランティア活動の推進  
① ボランティアの育成、活動支援の推進  
・ ボランティア講座・研修会の開催  
・ とつとりボランティアバンク登録の支援

# 地域発信！ 継続への取り組み

「平成24年度認知症になっても安心して暮らせるまちづくり市民大会」が3月2日(土)境港市文化ホール(シンフォニーガーデン)で開催されました。

- ①各地区の認知症予防自主サークルの活動報告により、市民に広く認知症を啓発する。
- ②自主サークル参加者同士の交流を図り、学びあうことで、今後の活動意欲につなげることを目的に、各地区の代表者が趣向を凝らした活動報告をされ、会場は熱気に包まれました。

境地区

外江地区

余子地区

渡地区

上道地区

誠道地区

中浜地区



「少子化対策」「子育て支援」「高齢者対策」等々これら社会福祉の問題は、国の重要な施策に挙げられています。ところで御存知五代將軍綱吉は、天下の悪法「生類憐令」で評判が悪い。しかし、近年評価が変わりつつあります。生類憐令は「捨てる禁止令」も出しており、生命尊重を宣言した法律でもあったからです。

この法の施行後、捨て子があると町や村が養育責任を負わされました。子どもにない夫婦などが養育を引き受けましたが、そのとき五両ほど(現在の三十万円くらい)のお金が支払われたといいますが、現在の「子育て出産奨励支給制度」のようなものです。

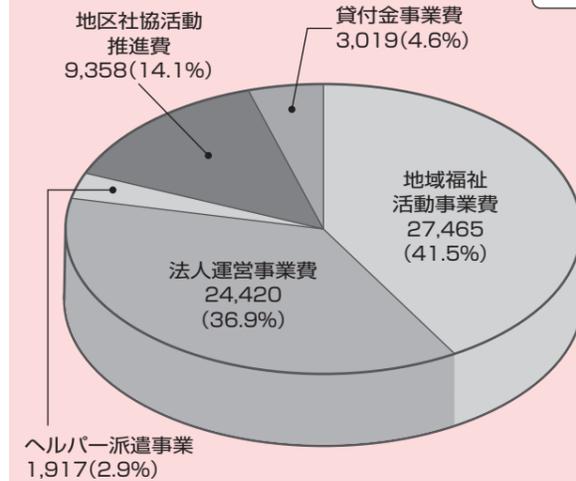
江戸時代にも高齢者の年金支給がありました。ただし、町方では九十歳からなので稀有に生き延びた御褒美にすぎませんでした。

狂歌師の太田蜀山人が亡くなっても家族がお上に一年間届け出ず、その遺族は俸禄を貰い続けたと言われ、今で言う公務員の虚偽申告もまた、江戸時代には始まっていたのです。

(境港市社会福祉協議会広報委員

池久満太 74歳)

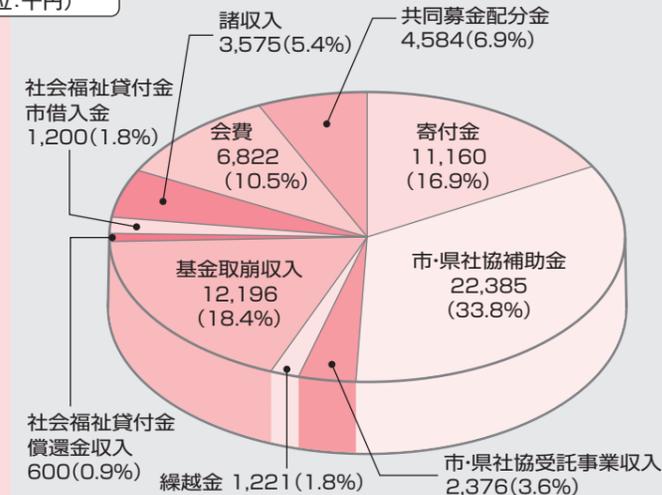
支出 支出総額 66,179



一般会計

(単位:千円)

収入 収入総額 66,179



福祉レクリエーション講座の開催

## 介護保険特別会計 (単位:千円)

収入	介護保険等収入	27,268
繰越金	3,661	
合計	30,929	
支出	介護保険事業費	30,929
合計	30,929	

## ボランティア活動保険 加入のお知らせ

ボランティア活動中のさまざまな事故によるケガや損害賠償責任を補償します。

### ■加入できる方

ボランティア個人・団体、NPO法人またはその所属の無償のボランティア

### ■補償期間

加入申込手続き完了日の翌日から平成26年3月31日午後12時まで

### ■補償内容

- ケガの補償(ボランティア自身の死亡、後遺障害、入院通院保険など)
- 賠償責任の補償(活動中に他人の身体、財物に損害を与え、法律上の賠償責任を負ったとき)

### ■対象となるボランティア活動

- 自発的な意思により他人や社会に貢献する無償のボランティア活動
- 社会福祉協議会に届出、または委嘱された活動であること

### ■保険料

300円~690円(加入プランにより異なります)

問合せ先 加入申込手続きや補償内容など、詳しくは市社協 ☎45-6116 西原まで

## 境港市社会福祉協議会

# 会員の募集!

境港市社会福祉協議会は、「助け合い 支え合い みんなが笑顔で暮らすまち」をつくるために、地域の皆様やボランティア、保健、福祉関係者、行政機関などの参加・協力を得ながら活動を行っている民間の団体です。

活動の財源は、公的な補助金や委託金、介護保険収入、共同募金配分金をはじめ、住民の皆様から拠出していただいた貴重な「社協会費」によって支えられています。何卒、社協活動の趣旨にご賛同の上、「社協会費」の納入にご協力をいただきますようお願い申し上げます。

なお、社協の目的に賛同いただける方へ賛助会員のお願い(募集)を行っていますので、賛助会員として社協を応援いただける方々のご加入もお願いいたします。

### 社協会員の種類と金額

- 一般会員 市内各世帯  
1世帯 年額 600円
- 賛助会員 個人、団体、企業  
1口 年額 2,000円
- 団体会員 社会福祉関係機関・団体、社会福祉法人  
1口 年額 3,000円
- 特別賛助会員  
本会の賛助会員、団体会員であって本会の実施する個別事業に協力するもの  
1口 6,000円

音訳版 「社協だより」

目の不自由な方へ音訳版「社協だより」を計画しております。

ご家族、お知り合いの方でご希望がありましたら、是非ご連絡ください。



【問合せ先】  
境港市社会福祉協議会  
☎45-6116

「東日本大震災義援金」に係る受付期間の延長について

東日本大震災義援金へ多くの皆さまから温かいお気持ちをお寄せいただき、深く感謝申し上げます。

お寄せいただいた義援金は、中央共同募金会及び日本赤十字社を通じて、被災者の生活再建のために配分されます。

義援金受付期間

平成26年3月31日(月)まで



ふれあい総合相談センター

5月の相談日

会場：浜の里〔老人福祉センター〕です。

★心配なこと、困っていること、何でもOK！  
悩みごとのある人は一人で悩まずお気軽にご相談ください。

相談無料

秘密厳守

相談の種類	相談内容	開設日	時間
心配ごと相談 (民生委員) (司法書士)	心配ごとや、日常生活上のいろいろな問題 (5月は第3・第4金曜日)	5月17日、24日	13:00 ～ 16:00
法律相談 (弁護士) 要予約	法律に関する相談 (5月は第2・第5金曜日)	5月10日、31日	13:30 ～ 15:30

◎法律相談は予約制ですので事前に予約してください。境港市社会福祉協議会 ☎45-6116  
※なお、法律相談は初回の方を優先します。

相談の種類	相談内容	開設日	時間
人権相談 (人権擁護委員)	人権に関する相談 (毎月第2木曜日)	5月9日	13:00 ～ 16:00
行政相談 (行政相談委員)	役所の仕事、手続き、サービスなどに関する相談 (毎月第2金曜日)	5月10日	

問合せ先 人権相談：鳥取地方事務局 米子支局 ☎22-6161  
行政相談：鳥取行政評価事務所 行政相談課 ☎0857-24-5542

**参加者募集**

第1回目は5月18日だよ♪

みんなで元気にカラオケを歌いましょう

**【浜の里エコース】**

開催日：月1回 毎月第3土曜日  
時間：13:30～15:30まで  
場所：浜の里 集会室  
(境港市老人福祉センター内)  
講師：寺本 浩一朗  
参加：無料(15名程度) 申込先 富谷(浜の里) ☎45-2468まで

有料広告

処方せん受付  
増谷薬局

● 蓮池店 ● ● 元町店 ●  
境港市蓮池町102 境港市元町1797  
TEL (0859)47-0325 TEL (0859)42-3436  
FAX (0859)47-0322 FAX (0859)42-2011

こんなの出来ないかな…?

と、思ったら声をかけてみてください。  
●紙器●パッケージ印刷●シール●コンピュータ用紙●一般印刷

株式会社 カワバタ印刷  
KAWABATA  
〒684-0046 鳥取県境港市竹内団地267  
TEL.0859-45-6161 FAX.0859-45-6165  
E-mail:kawabata@lime.ocn.ne.jp  
http://kawabata.macserver.jp

有料広告

生活福祉資金貸付制度のご案内

低所得者世帯、高齢者世帯、障がい者世帯を対象とし、安定した生活を送るための資金を貸し付ける生活福祉資金貸付制度があります。



資金種類

総合支援資金

失業者等、日常生活全般に困難を抱えており、生活の立て直しのために継続的な相談支援（就労支援、家計指導等）と生活費及び一時的な資金を必要とし、貸付けを行うことにより自立が見込まれる世帯へ目的に応じた費用を貸し付けます。

【生活支援費】・・・生活再建までに必要な生活費用

【住宅入居費】・・・敷金、礼金等住宅に賃貸契約を結ぶために必要な費用

【一時生活再建費】・・・生活を再建するために一時的に必要かつ日常生活費で賄うことが困難である費用

福祉資金

生業を営むための設備費や店舗費、就職のための技能習得等経費、転宅費、福祉機器購入費、障がい者自動車購入費等経費、バリアフリー工事、医療費の自己負担額、介護保険サービス及び障害福祉サービス受給のための経費、地震・水害など災害を受けたとき復旧するための資金等

復興支援資金

東日本大震災により被災した低所得世帯に当面の生活に必要な経費等の貸し付けを行います。

【一時生活支援費】・・・生活の復興の際に必要な当面の生活費

【生活再建費】・・・住居の移転費、家具什器等の購入に必要な費用

緊急小口資金

急な医療費支払い、給与の紛失、年金受給開始までの生活費、火災等被災などにより一時的に生計維持が困難となった場合の小口貸付

教育支援資金

高校、大学へ進学、在学のための経費

不動産担保型生活資金

65歳以上を対象とした不動産を担保にした生活資金貸付

連帯保証人

原則一名必要（やむを得ず連帯保証人を確保できない場合も貸付の対象となることもあります）

貸付利率

◎連帯保証人有り・・・無利子

◎連帯保証人無し・・・年1.5%

※最終償還期限後に年10.75%の延滞利子が加算

お問合せ先／境港市社会福祉協議会 ☎45-6116

# こころ温まるご寄付をいただき ありがとうございます

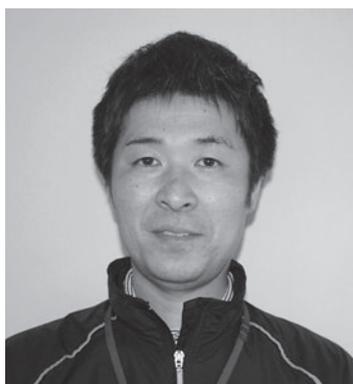
## 香典返しご寄付芳名録 (平成25年2月16日～平成25年3月15日)

(敬称略)

月日	金額(円)	故人	寄付者	住所	月日	金額(円)	故人	寄付者	住所
2.18	30,000	松本 禮子	松本 昭弘	渡 町	3. 5	20,000	加賀 千美	加賀 龍太	外江 町
18	100,000	足立 昭郎	足立 敏夫	外江 町	5	20,000	井尻 昇	井尻 政幸	上道 町
19	20,000	松尾 直人	松尾 直樹	北海道江別市	6	20,000	佐々木 傳二郎	佐々木 英之	大正 町
20	30,000	安田 哲彦	安田 勝彦	渡 町	6	10,000	渡利 昭六	渡利 靖子	渡 町
20	100,000	加藤 明	加藤 賢志	小篠津 町	6	50,000	元角 治	元角 美千代	渡 町
22	30,000	木村 啓子	木村 幹	財ノ木 町	6	20,000	浦田 リツ	濱田 みえ子	芝 町
25	300,000	—	—	花 町	7	30,000	景山 言	景山 豊	中野 町
25	30,000	安達 武司	安達 雅子	福定 町	7	50,000	濱田 正典	濱田 初枝	外江 町
26	30,000	成田 一郎	成田 博光	渡 町	7	30,000	松本 菊枝	松本 賢一	誠道 町
26	30,000	加本 明	加本 博	東雲 町	8	20,000	小峰 勉	足立 順子	上道 町
26	20,000	猪崎 祥二	猪崎 久美子	栄 町	8	50,000	安部 豊子	安部 陽吉	竹内 町
28	80,000	戸田 富喜江	戸田 博彦	松ヶ枝 町	11	30,000	植田 公司	植田 敏雄	渡 町
28	30,000	安倍 敬市	安倍 昌旻	福定 町	11	30,000	西尾 栄	西尾 茂	竹内 町
3. 4	20,000	川嶋 スミ子	川嶋 幸正	上道 町	13	50,000	木村 ヒサエ	木村 晴雄	花 町
4	20,000	井上 芳太郎	井上 巖	美保 町	14	30,000	景山 重省	景山 賢一	竹内 町
4	50,000	濱田 敏郎	濱田 義明	中野 町	15	50,000	中居 達夫	中居 陽一	中 町
4	30,000	園山 勇	園山 誠	清水 町	15	70,000	植田 末子	植田 哲朗	渡 町

■「こだま」への香典返し芳名録掲載につきましては、寄付者ご本人の了解をいただいております。  
 一般寄付、香典返しは、高齢者、児童、障がい者の福祉事業、ふれあい総合相談事業等、地域福祉活動を推進する上で貴重な財源として活用させていただいております。なお、一般寄付、香典返しは、境港市社会福祉協議会(浜の里・竹内町老人福祉センター東側)、または境港市役所(福祉課)で取扱っています。

### ケアマネジャー



居宅介護支援事業所 介護支援専門員

すぎむら あきのり  
**杉村 明範**

3月1日より境港市社会福祉協議会で勤務しております。地域の皆さまが安心して生活できるように、頑張っていきますので宜しくお願いいたします！

## 要約筆記者養成講習会 受講生募集

「要約筆記」とは、話の内容の要点をつかんで文字で伝える(手書き・パソコン)方法です。手話のわからない難聴者や中途失聴者には重要な情報保障手段です。

書ける！打てる！から始めるコミュニケーション支援に挑戦してみませんか？

◆開催期間／6月7日～11月1日(全20回)

◆会場／米子市福祉保健総合センター ふれあいの里

◆受講時間／10:00～15:00

◆受講料／3,000円

テキスト代(前期)1,500円

(後期)1,800円

※テキスト代は別途必要となります。

◆申込締切／5月24日(金) ※当日消印有効

受講申込先  
 問合せ

特定非営利活動法人

コミュニケーション支援センター ふくろう

〒683-0812 米子市角盤町1-116

TEL 0859-32-7338